○国税庁告示第十三号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月三十一日

国税庁長官　川北　力

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい	茨城県水戸市姫子一丁目一三六番地	坂本　博之	平成二十三年六月一日から平成二十八年五月三十一日まで
特定非営利活動法人カルチャーナイト北海道	北海道札幌市中央区北四条西七丁目五番地緑苑第二ビル七〇七号室	辻井　達一	平成二十三年六月一日から平成二十八年五月三十一日まで
特定非営利活動法人サイエンス・アクセシビリティ・ネット	福岡県福岡市早良区百道浜三丁目四番一一―一〇三号	鈴木　昌和	平成二十三年六月一日から平成二十八年五月三十一日まで
特定非営利活動法人樹恩ネットワーク	東京都杉並区和田三丁目三〇番二二号	田中　学	平成二十三年六月一日から平成二十八年五月三十一日まで
特定非営利活動法人女性特有のガンのサポートグループオレンジティ	静岡県熱海市西熱海町二丁目一七番四九号	河村　裕美	平成二十三年六月一日から平成二十八年五月三十一日まで
特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目一〇番九号	今井　敬	平成二十三年六月一日から平成二十八年五月三十一日まで
特定非営利活動法人多文化共生センター東京	東京都荒川区西日暮里一丁目五番八号三階	王　慧槿	平成二十三年六月一日から平成二十八年五月三十一日まで

○国税庁告示第十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十五項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月三十一日

国税庁長官　川北　力

別表特定非営利活動法人アジア日本相互交流センターの項中「愛知県名古屋市中村区松原町一丁目二四番地」を「愛知県名古屋市中区大須三丁目五番四号」に改め、特定非営利活動法人神奈川被害者支援センターの項中「神奈川県横浜市中区常磐町三丁目二七番二号アークステージ関内九〇一号室」を「神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二四番二号かながわ県民センター十四階」に改め、特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンクの項中「芦尾　長司」を「後藤　武」に改める。

○厚生労働省告示第百七十四号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第十三条第二項の規定に基づき、平成二十三年度雇用施策実施方針の策定に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

目次中

「第三　平成二十三年度の雇用における現下の厳しい雇用情勢に応じた地方自治体等と連携した雇用施策の実施」を

「第三　平成二十三年度の雇用における東日本大震災の被災者等現下の厳しい雇用情勢に応じた地方自治体等と連携した雇用施策の実施」に改める。

重点施策

一　雇用施策の実施における重点施策の実施

二　雇用施策の実施

第一中「持ち直してきた。しかしながら、急速な円高の進行や海外経済の減速懸念により、平成二十二年の夏以降、先行きの不透明感が強まり、また、雇用情勢も依然厳しい状況となっている。特に、新卒者・若者の雇用状況には改善の兆しが見えず、また、多くの地域で厳しい雇用情勢が続いているため、国民の生活を第一に考えるという観点から、新たな雇用施策を果断に進めていく必要がある」を「持ち直してきたが、平成二十三年三月に発生した東日本大震災の影響により、このところ弱い動きとなっている。また、完全失業率が高水準にあるなど、雇用情勢も依然として厳しい状況にある」に改め、「厳しい状況にある。」の次に次の段落を加える。

このため、平成二十三年度予算等に盛り込まれた雇用施策を引き続き実施するとともに、東日本大震災に係る雇用施策として「『日本はひとつ』しごとプロジェクト」を取りまとめ、関係施策に係る予算を平成二十三年度補正予算に計上したところであり、これらを含めた雇用施策を果断に進めていく必要がある。

第一中「平成二十三年一月の完全失業率が四・九パーセントと、前月と同水準となっているほか、有効求人倍率は〇・六一倍と前月差〇・〇三ポイント上昇している」を「平成二十三年三月の完全失業率が四・六パーセント（ただし、岩手県、宮城県及び福島県を除く。）、有効求人倍率は〇・六三倍となっている」に改め、「悪化の影響が出ている。」の次に次の段落を加える。

さらに、東日本大震災の被災地を中心に、求職者数や雇用保険受給資格決定件数等が急増しており、今後さらに、事業所の閉鎖や電力制約等により、雇用に深刻な影響を与えることが懸念される。

第一中「なお、東日本大震災に係る雇用施策については、別途定めるものとする。」を削る。

第二の一の㈠を次のように改める。

㈠　最近の経済情勢

東日本大震災の発生までは、我が国の景気は持ち直していたが、東日本大震災の影響により、このところ弱い動きとなっている。先行きについては、当面は東日本大震災の影響から弱い動きが続くと見込まれる。その後、生産活動が回復していくことに伴い、海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に、景気が持ち直していくことが期待されるが、電力供給の制約やサプライチェーンの立て直しの遅れ、原油価格上昇の影響等により、景気が下振れするリスクが存在する。

第二の一の㈠中「、持ち直しの動きが広がりつつあるが」を削り、「平成二十三年一月」を「平成二十三年三月」に、「六十三万人となっており、全ての主要産業で前年同月比増加となっている」を「六十万人となっており、前月比七・一パーセント減と、東日本大震災の影響を受けて大幅な減少となっている」に、「六十一万人」を「六十二万人」に、「をみると」を「をみても」に、「〇・四〇倍」を「〇・三八倍」に、「三百二十二万人」を「二百九十万人」に、「二万人減」を「一万人増」に、「四・九パーセント」を「四・六パーセント」に改め、「同水準となっている」の下に「（ただし、岩手県、宮城県及び福島県を除く。）」を加え、「五千四百九十一万人」を「五千二百四十万人」に、「二十八万人増」を「五十八万人減」に改め、「、建設業」を削り、「減少傾向にあり、一方で」を「減少傾向にあるが」に改め、「増加が続いている」の下に「（ただし、岩手県、宮城県及び福島県を除く。）」を加える。

第二の二中「急速な円高の進行や海外経済の減速懸念により、平成二十二年夏以降、先行きの不透明感が強まり」を「東日本大震災の影響により、このところ弱い動きとなっており」に改め、「厳しい状況となっている。」の次に次の段落を加える。

このため、平成二十三年度補正予算において、「『日本はひとつ』しごとプロジェクト」による雇用対策を盛り込んでいるところであり、震災による厳しい雇用情勢の改善に全力で取り組む必要がある。